

浜松市消防機器の改良・開発等に係る原材料助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人全国消防協会が募集する「消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文」及び消防大学校消防研究センターが募集する「消防防災科学技術賞」並びに他都市が改良・開発した消防機器（以下3者を「機器論の募集等」という。）に対して、消防職員が応募作品の制作又は他都市の消防機器の研究に必要な原材料の助成について、必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、前条の機器論の募集等による作品制作又は研究に関して必要な原材料の支給とする。

(助成の申出)

第3条 助成を受けようとする者は、消防機器の改良・開発等助成申出書（別記様式）を所属長の確認を経て、消防総務課長に申し出るものとする。

(審査・承認等)

第4条 前条に規定する申出書を受理した消防総務課長は、取組みの妥当性及びその助成の申し出に係る原材料の種類、数量の必要性などを審査し、当該申出書に審査結果、助成内容及びその理由を記載して、前条に掲げる者に通知するものとする。

この場合、審査結果等を記載した当該申出書の写しを添付する。

2 消防総務課長は、前項に規定する審査を行うにあたり、関係課の意見を聴取することができる。

3 消防総務課長は、第1項の審査により承認した取組みに係る必要な原材料を速やかに助成の対象となった者（以下「助成対象者」という。）に支給するものとする。

(助成対象者の責務)

第5条 前条に規定する助成対象者は、支給された原材料を使用して所期の活用に充てるものとし、その成果について、消防総務課長に報告しなければならない。

2 助成対象者は、前項の報告結果を基に関係課と調整し、第1条に掲げる募集に対しては応募、研究したものは業務への活用を検討するものとする。

3 支給を受けた原材料は、承認された取組み以外の用途に使ってはならない。

(消防総務課長の責務)

第6条 消防総務課長は、消防職員の消防機器に対する改良、開発及び研究の意欲を高めるとともに、助成に際しては適切な助成募集期間の通知などを行い、予算の公平かつ効率的な執行に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

消防機器の改良・開発等助成申出書

平成 年 月 日	
(宛先) 消防総務課長	
申 出 者	
所 属 :	
階級・氏名 : ㊟	
助成を申し出る 原材料	品名
	数量
	金額
取組みの件名	
取組みの概要	
原材料の必要性 及び使用方法	
合同実施者	有 ・ 無
	有の場合 人 合同実施者の所属・氏名
所属長確認欄	㊟
※受付欄	審査結果
	助成内容
	理由

- 備考
- 1 申出者は太枠部分以外を記載し、提出すること。
 - 2 助成を申し出る原材料の品名及び数量は具体的に記載し、正確な金額が分からない場合はおおむねの金額を記載すること。
 - 3 「取組みの概要」及び「原材料の必要性及び使用方法」部分は、できる限り具体的に記載し、本様式への記載が難しい場合は、別に資料を添えること。
 - 4 合同実施者の有無については、いずれかを○で囲うこと。
 - 5 所属長確認欄は、申出者及び合同実施者の所属長から記名・押印を受けること。
 - 6 消防総務課長は、審査結果等を太枠部分に記載のうえ、原本を保管し、写しを申出者へ送付し、審査結果を通知すること。